平成２７年（フ）第４９０号
宮城県宮城郡松島町松島字蛇ケ崎右３番地の１　ハイツ関203号、従前の住所仙台市宮城野区清水沼２丁目３番17号　コーポクドウ201
債務者　土田　光雄
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　聡志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８８号
宮城県名取市杜せきのした１丁目８番地の３　Ｒｅ・ＥＡＲＴＨの杜はな303号、従前の住所仙台市若林区霞目２丁目31番５号
債務者　岩渕　武之
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６５８号
仙台市太白区西中田４丁目３番５―502号、従前の住所宮城県大崎市古川北稲葉１丁目９番５号
債務者　佐藤　義友
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５９３号
大阪府高槻市八丁西町１番18―1002号
債務者　山崎　　憲
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　明俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０６号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番６―604号
債務者　藤光　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　良之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８３号
大阪府高槻市下田部町２丁目20番29号の９
債務者　澤田　幸一
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田阪　裕章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８号
広島市西区南観音３丁目14番５号
債務者　見立　全機
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　幸輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８２号
広島市南区宇品御幸１丁目11番13―102号　さつき荘
債務者　田尻　佳樹
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０号
徳島県徳島市末広５丁目１番16―103号　Ｌｕｃｅ、旧住所神奈川県藤沢市大庭5055番の６　湘南西部２―11―1114
債務者　岡部　正義
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾上　一喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５０号
高知市新屋敷２丁目21番３号
債務者　尾前　和明
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５１号
高知市新屋敷２丁目21番３号
債務者　尾前　　昌
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２９２号
函館市新川町13番７―201号　ホワイトタイム
債務者　高木　俊信
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２９５号
北海道北斗市七重浜４丁目23番26号
債務者　田村博登志
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７８号
三重県度会郡度会町大野木2570番地
債務者　東出　　絢
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
相模原市中央区田名7084番地１　Ｃｏｔｔｏｎ　Ｒｏｓｅ弐番館101
債務者　山本　鐵明
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６７号
相模原市緑区下九沢1332番地４　レジデンスグリーンＢ101
債務者　渡邉　　豪
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部